

議 長	局 長	次 長	総括主査	総括主査	課 員	担 当

第 13 回議会改革推進会議 会議記録簿

開 催 日	平成 26 年 10 月 1 日 (水)	場 所	特別会議室
開催時間	午前 10 時 00 分～午後 0 時 15 分	休憩時間	時 分～ 時 分
			時 分～ 時 分
出席委員	全 員 ・ 欠席 1 名 (山口健一委員、 委員、 委員)		
その他 出席者		事務局 出席者	大森正則事務局長、嵯峨一郎次長、 田高慎総括主査、長内紳悟主任

(適用・要旨)

進行：座長 八重櫻友夫議長

○案件

(1) かだって会議について

- ・ 本日は 8/23 開催のかだって会議で書き出した模造紙の内容をどう取り扱っていくか協議したい。まずは模造紙の内容について、各班の議員から総括発表していただき、気になる意見等を紹介していただきたい。(八重櫻友夫議長)

- ・ [琥 珀] 移住者を増やそうという意見に注目できる。例えば、久慈市の自慢で挙げられた、台風が少ない、夏過ごしやすい等が移住 PR ポイントにもなる。また、観光への取り組みが多く挙げられた。(小倉建一委員)

- ・ [ヤマセ] 議会に対する意見が多かった。その内容として、金銭的に余裕のある人だけが議員になれるのは不公平。市民にもっと情報が伝わりやすいようにしてほしい。議員報酬を上げて若い人も議員になれる環境づくりをしてほしい。女性議員が必要だ。議会が学校に向いてほしい。地盤地域以外の人達ともコミュニケーションをとってほしい、いわゆる地域代表ではなく市全体を見てほしい。
 また、観光客として来ていただいた人に移住してもらいたい。そのために子育て環境の改善、行政支援が必要との意見があった。若い人たちには、駅前や街なかを活性化してほしいという意見が多かった。(桑田鉄男委員)

- ・ [白 樺] 自然・環境を大切にしてほしいという意見があった。海や山がきれい、食材が豊か、情報の共有と意見交換という意見があった。(小野寺勝也委員)

- ・[ツツジ] かだって会議のような機会をもっと増やしてほしい。いろいろな人達が話し合える機会を作してほしい。市民と議員が平等に交流できる場がほしい。高校生とかだって会議をやってはどうかという意見があった。

また、都会に住む人、なかでも農大生や工大生を対象にした実習を久慈市で行ってもらい、そこから久慈市に残っていただけるようにしてはどうか。駅前話題も多くありました。(小柳正人委員)

- ・[海 女] 偶然に山根の方がテーブルに2人いた。山根にある一本桜が、雫石よりもすごいとのことでもっと宣伝すべきとの意見があった。あまちゃん効果を持続させるため、市役所職員が緋はんでんを着るなど緋一色のまちにしてはどうか。障がい者にやさしい市役所窓口になってほしい。例えば、手話のできる窓口職員がいてもいいのではないか。女性議員が必要。かだって会議を継続してほしいとの意見があった。(澤里富雄委員)

- ・[まめぶ] 枝成沢地区の虫まつりがもっと注目されてもよいのではないか。また、琥珀のまちを売り出していくには、久慈琥珀博物館への大川目側からの交通アクセスをもっと考えるべきではないかとの意見があった。(下館祥二委員)

- ・[溪 流] 意見紹介なし(山口委員欠席のため)

- ・今後の議論をスムーズに進めていくため、模造紙の内容についてはA3サイズの写真画像に落としたうえで各委員に印刷配布することとする。そのうえで次回以降の議論を進めることとする。

(2) 議会活動の検証について

本日の協議なし

(3) 通年会期制の導入について

- ・12月定例会への通年会期制に関する条例提案に向けて、10月中には協議を整えたいと思っている。(八重櫻友夫議長)
- ・当局説明員の出席要求について、委員会の所管事務調査において当局に聞きたい事項が出た場合の取り扱いはどう変わるのか。(小野寺勝也委員)
→そもそも委員会への出席要求は議長を経由して事前に行わなければならない。法律上、議案審議に限定して出席義務が課せられるもので、委員会が独自に行おうとする所管事務調査への当局説明員の出席義務はない。(事務局 長内)
- ・委員会の所管事務調査において、調査に必要となる資料提供を当局に求めることができるか。(小野寺勝也委員)
→運用上で行っている個人の事前資料請求はできるものとする。ただし、所管事務調査に必要な資料の収集・作成こそ議会事務局の調査業務である。(事務局 長内)

- 所管事務調査に当局が出席しても差し支えないという場合には、出席させることはできるのか。(小倉建一委員)
→所管事務調査に際し、議長を経由しての事前の出席要求は手続き上できることであるが、ただし議案審議ではないので出席義務は課せられない。通年会期制の導入に際しては出席要求は事務執行に支障のないよう配慮することが新たに法規定されたが、なかなか議会からの依頼を断れずという事態も想定される。その辺の棲み分けをしっかりとルール化、申しわせておく必要があると考える。(事務局 長内)

- 所管事務調査の県外視察に当局部長が随行するのはどうか。(八重櫻友夫議長)
→所管事務調査権は委員会として与えられた権限であり、その権限行使に当局員が入っているのは理屈上も二元代表制の関係上もおかしい。慣例的に行っているものとする。(事務局 長内)

- 通年会期制については、10月中には決定したい案件であるので、しっかりと会派に持ち帰って検討をお願いしたい。次回以降の協議は、10/9の午前10時、10/10の午前10時、10/23の午後1時、10/27を予備日とする。なお、推進会議の内容決定後、議員全員協議会を11/4の午後1時に予定する。